

改正

令和4年3月30日議会告示第1号

令和5年6月16日議会告示第1号

朝日村議会モニター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、朝日村議会モニター（以下「議会モニター」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることにより、朝日村議会（以下「村議会」という。）の運営等に関し、村民から意見等を広く聴取し、村議会の運営等に反映させることを目的とする。

(定員)

第2条 議会モニターの定員は15人以内とする。

(要件)

第3条 議会モニターは、村内に住所を有する者とする。

(職務)

第4条 議会モニターは、次の各号に定める職務又は、いずれかの職務を行うものとする。

- (1) 本会議や委員会などの会議を可能な範囲で傍聴し、当該会議の運営等に関する要望、提言等を提出すること。
- (2) あさひむら議会だより及び朝日村のホームページの議会に係る部分を見て、意見を提出すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

(任期)

第5条 議会モニターの任期は委嘱された日からその年度の年度末までとし、再任を妨げない。

(募集方法)

第6条 議会モニターは、公募とする。ただし、公募により定員に満たない場合は、これ以外の方法によることができる。

(委嘱)

第7条 議会モニターは、公募に応じた者等のうちから、議長が委嘱する。

(委嘱の取消し)

第8条 議会モニターは、次の各号のいずれかに該当するときは、議長が当該議会モニターの委嘱を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を失ったとき。
- (2) 議会モニターから辞退の申出があったとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、議長が必要と認めるとき。

(意見等の活用)

第9条 議会モニターから意見等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該意見等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項による検討の結果は、当該意見等を提出した議会モニターに通知するとともに公表する。公表する場合は、公正、公平を期するため、原則として議会モニターの氏名は公表しない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

附 則（令和4年3月30日議会告示第1号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月16日議会告示第1号）

(施行期日)

1 この告示は、令和5年6月16日から施行する。

(任期の適用)

2 改正前の朝日村議会モニター要綱（令和3年朝日村議会告示第1号。以下「旧要綱」という。）

第5条の規定による任期が、この要綱を改正した年度の最初の3月31日以降もなお継続する場合には、旧要綱第5条の規定にかかわらず、改正後のこの要綱第5条の規定による任期を適用する。